

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

令和6年12月5日

茨城県立あすなろの郷
所長 川村 篤

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

敷地内で使用する電気の供給

(2) 仕様等

「入札説明書」で示す仕様とする。

(3) 供給期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、この契約期間中であっても、令和7年度の収支予算において、この契約に係る金額について減額、又は削除があった場合及び社会福祉法人茨城県社会福祉事業団が、茨城県から県立あすなろの郷の指定管理者を外された場合は、この契約は解除する。

また、社会福祉法人茨城県社会福祉事業団は、上述にて生じた一切の責任を負わないものとする。

(4) 供給場所

茨城県水戸市杉崎町1460番地

茨城県立あすなろの郷施設内

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

- イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 本公告時点において、茨城県物品調達等競争入札参加資格者審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿で、大分類14（その他）の小分類5（その他）に第一希望営業種目①で登録されている者であること。ただし、過去2年間に茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 電気事業法第2条2項の規程に基づく小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 本購入物品及び数量を仕様書に基づき、契約期間中、あすなろの郷敷地内に供給できる能力を有する者であること。
- (8) 電源構成の8割以上を再生可能エネルギーで調達できる能力を有する者であること。
- (9) その他入札説明書に定める要件を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付及び問い合わせ先
〒319-0306 茨城県水戸市杉崎町1460番地
茨城県立あすなろの郷管理部管理課
電話(029)259-3121
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間
令和6年12月5日から令和6年12月18日の午前9時から午後4時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。
- (3) 入札執行の日時及び場所
令和7年1月15日 午前11時00分
茨城県水戸市杉崎町1460番地
茨城県立あすなろの郷 管理棟2階 研修室

4 入札参加資格等の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び申請書にある必要書類を添付して、3の（1）に示す場所に令和6年12月19日の午後4時までに提出しなければならない。
なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- (2) 入札参加資格等の確認の結果は、一般競争入札参加資格等確認通知書により回

答する。

- (3) 前項により参加資格無しの通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

茨城県財務規則第143条第2項第2号および第138条第2項第3号を準用

- (2) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札、入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

茨城県財務規則第146条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (5) 入札の効力

この入札に係る調達の令和6年度予算案が否決された場合、又は執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は効力を失う。

- (6) 詳細は入札説明書による。

- (7) 電子書類として入札説明書の交付を希望する場合は、3(2)に示す期間内に次の内容の電子メールを、管理課アドレス（kanrika@ibaraki-asunaro.jp）に送信し、担当者まで電話連絡を行うこと。

ア 電子メールの標題に、「入札説明書の交付について」と記載すること。

イ 電子メールの本文に、次の内容を記載すること。

①入札件名「敷地内で使用する電気の供給」

②会社名

③住所

④申請者氏名

⑤電話番号

⑥返信用メールアドレス（申請時のアドレスと同じであれば、記載不要。）